

マンション修繕工事（専有部も含む）におけるアスベストの注意点（2025年最新版）

団体賛助会員 加藤 雅信 （株式会社オオスミ）

マンションの修繕工事や専有部のリフォームでは、「アスベスト」の存在を無視できません。アスベストは耐火性・断熱性に優れ、かつては多用されましたが、その有害性から現在は使用禁止となっています。しかし、昭和から平成18年（2006年）頃に建築されたマンションにはいまでも多く残っており、工事時に飛散すると深刻な事故や健康被害につながる可能性があります。

1. アスベストとは何か

アスベストとは、石綿（せきめん、いしわた）とも呼ばれ、蛇紋岩系及び角閃石系の繊維状鉱物の総称であり、現在は6種類（クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライト）が0.1%（重量比）を超えて含有しているものをいう。（図1参照）



図1 アスベスト写真例

アスベストは有害性が非常に高く、アスベスト粉じんを吸引すると、肺胞などに刺さり10～20年以上経過した後には中皮種、肺がん、胸膜プラークなどの病気を発症し、やがて死に至る恐ろしい物質である。そのためアスベスト用マスク等を着用し、吸引しない事が大切である。

アスベストは4つのカテゴリーに分類され、発がん性の高いものから

レベル1（吹付け材等）、

レベル2（耐火被覆材・保温材・断熱材、煙突断熱材、折板裏断熱材等）、

レベル3（成形板等）、

仕上げ塗装材等（仕上塗材、吹付けタイル、リシン吹付け等）と決められており、分類により工事の方法が異なり、レベル1が隔離養生等の非常に厳しい対策が必要である。

（表1 参照）

2. 建物と法律の関係

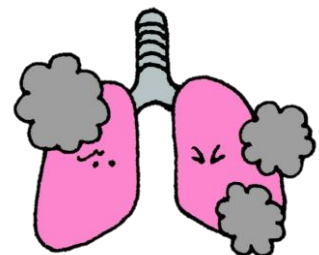
一般的にアスベストを使用した建物は、平成18年（2006年）8月31日までに着工（竣工ではない）した建物が対象である。よって平成18年9月1日以降に着工した建物は、アスベスト未使用のためアスベスト調査の対象外である。

アスベストに関わる主な法律は、大気汚染防止法、労働安全衛生法 石綿障害予防規則、宅地建物取引業法（宅建業法）、建築基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）、建設リサイクル法など多岐にわたる。（表2 詳細はパンフレット参照）

また、アスベストに係る条例は、都道府県、政令指定都市などで独自で定めており、法律と違い各地域により規制内容が異なるので、注意が必要である。

アスベストが集合住宅に関わる事は、一般的な改修工事や建物全体の大規模修繕工事であり、具体的には、屋上防水（シート防水、アスファルト防水、塗膜防水等）、外壁及び軒天の仕上材（仕上塗材、リシン吹付け等）、目地や窓枠のシーリング材等、設備配管関係（配管エルボ保温材、ガスケット、アスファルトジュート、ダクトパッキン、キャンバス継手、耐火二層管、煙突断熱材、折板裏断熱材）、耐火被覆材、駐車場、共用部の修繕箇所等（エントランス、共用廊下、階段、集会場、機械室、電気室、EV機械室、PS・DS配管等）などが対象となる。

（図2 各建材写真参照）



建材の種類	石綿含有吹付け材 (レベル1)	石綿含有保温材等 (レベル2)	石綿含有成形板等 (レベル3)	石綿含有 仕上塗材
対 応 石 綿 含 有 材	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式) ③湿式石綿吹付け材(石綿含有吹付け ロックウール(湿式)) ④石綿含有吹付けパーミキュライト ⑤石綿含有吹付けパーライト	【石綿含有耐火被覆材】 ①耐火被覆板 ②けい酸カルシウム板第 2種 【石綿含有断熱材】 ①屋根用折板裏石綿断 熱材 ②煙突用石綿断熱材 【石綿含有保温材】 ①石綿保温材 ②けいそう土保温材 ③石綿含有けい酸カルシ ウム保温材 ④パーミキュライト保温材 ⑤パーライト保温材 ⑥不定形保温材 (水練り保温材)	①外壁・軒天 スレートボード、スレート波板、 窯業系サイディング、押出成 形セメント板、けい酸カルシウ ム板第1種 ②屋根 スレート波板、住宅屋根用化 粧スレート ③内壁・天井 スレートボード、スラグせつこう 板、パーライト板、パルプセメン ト板、けい酸カルシウム板第1 種、せつこうボード、ロックウール 吸音天井板、ソフト巾木 ④床 ビニル床タイル、長尺塩ビシー ト、フリーアクセスフロア材 ⑤煙突 セメント円筒 ⑥その他 セメント管、ジョイントシート、 紡織品、パッキン	①建築用仕上塗 材(吹付けパー ミキュライト、吹 付けパーライトは 除く) ②建築用下地調 整塗材 ^{注)}
発じん性	著しく高い	高い	比較的低い	比較的低い
具 体 的 な 使 用 箇 所 の 例	①建築基準法の耐火建築物(3階建以 上の鉄骨構造の建築物、床面積の合計が 200m ² 以上の鉄骨構造の建築物等)な どの鉄骨、はり、柱等に、石綿とセメントの合 剤を吹付けて所定の被膜を形成させ、耐火 被膜用として使われている。昭和38 (1963)年頃から昭和50(1975)年 初頭までの建築物に多い。特に柱、エレベ ーター周りでは、昭和63(1988)年頃ま で、石綿含有吹付け材が使用されている場 合がある。 ②ビルの機械室、ボイラ室等の天井、壁又 はビル以外の建築物(体育館、講堂、温 泉の建物、工場、学校等)の天井、壁に、 石綿とセメントの合剤を吹付けて所定の被 膜を形成させ、吸音、結露防止(断熱 用)として使われている。昭和31 (1956)年頃から昭和50(1975)年 初頭までの建築物が多い。	①ボイラ本体及びその配 管、空調ダクト等の保温 材として、石綿保温材、 石綿含有けい酸カルシウ ム保温材等を張り付けて いる。 ②建築物の柱、はり、壁 等に耐火被覆材として、 石綿耐火被覆板、石綿 含有けい酸カルシウム板 第2種を張り付けてい る。 ③断熱材として、屋根用 折板裏断熱材、煙突用 断熱材を使用している。	①建築物の天井、壁、床等に 石綿含有成形板、ビニル床タ イル等を張り付けている。 ②屋根材として石綿スレート 等を用いている。 ③煙突や上下水道管に石綿 セメント円筒や石綿セメント管 が使用されている。 ④ダクトや配管のつなぎ部にジ ョイントシート(シール材)や 石綿紡織品、パッキンなどが 使用されている。	①建築物の外壁に 仕上塗材が塗られ ている。 ②内装仕上げに仕 上塗材が塗られて いる。 ③建築用仕上塗 材を施工する際、 建築用下地調整 塗材を使用してい る。

注) 石綿を含有する建築用下地調整塗材は、法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用されるが、本マニュアルでは仕上塗材として区分する。

表1 アスベストの分類 出典：参考文献1

住み慣れた環境に、時を取りもどす。

「マンション大規模修繕工事」を豊富な経験とノウハウで完全サポート致します。
マンション大規模修繕工事についてのご相談・お問い合わせは、お気軽にどうぞ。

株式会社 大和

本社：神奈川県横浜市中区港町 6-28

www.daiwa-co.com

0120-040-011





図2-1 シート防水例



図2-2 仕上塗材例



図2-3 シーリング材例



図2-4 配管エルボ保温材例



図2-5 耐火二層管例



図2-6 煙突断熱材例



図2-7 吹付け材（耐火被覆材）例

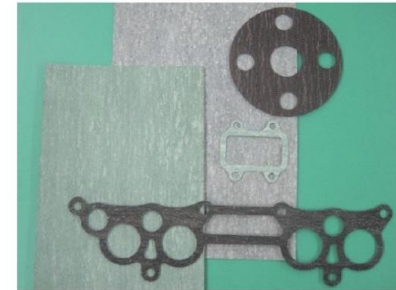


図2-8 ガスケット例



図2-9 岩綿吸音板例



図2-10 長尺シート例



図2-11 ケイカル板第1種例



図2-12 バルコニー隔て板例
(フレキシブルボード)

石綿による環境汚染・健康障害をなくそう！

厚生労働省・国土交通省・環境省



		レベル1 (発じん 性著しく高い)	レベル2 (発じん 性高い)	レベル3 (発じん 性が比較的低い)
事前の 手続き等	事前調査の実施、揭示、結果保管(40年保管) ＜石綿則第3条＞	☐	☐	☐
	事前調査の実施、発注者への説明、揭示 ＜大防法第18条の17＞	(解体等工事が特定発じん排出等作業を伴う建設工事に該当するかどうかに関するもの)		
	届出事項の発注者への説明 ＜大防法第18条の17＞	☐	☐	—
	事前調査の実施 ＜建設リサイクル法施行規則第2条＞	(対象はコンクリート等の特定建設資材(※)に付着した吹付け石綿等の有無等、対象建築物等に関する調査)		
	作業計画の作成、周知 ＜石綿則第4条＞	☐	☐	☐
	「工事計画届」 ＜衛生法第88条第4項＞	☐	—	—
	(14日前までに労働基準監督署長あて提出)	(耐火/準耐火建築物の除去作業)	(耐火/準耐火建築物の除去作業)	(耐火/準耐火建築物の除去作業)
	「特定発じん排出等作業届出書」(発注者等) (14日前までに都道府県知事等あて提出)＜大防法第18条の15＞	(除去/封じ込め/囲い込み作業)	(除去/封じ込め/囲い込み作業)	(除去/封じ込め/囲い込み作業)
	事前届出の実施 ＜建設リサイクル法第10条＞	(特定建設資材への付着した吹付け石綿等の有無や除去等の措置、その他計画等について届出書に記載)		
	「建築物解体等作業届」 (作業前に労働基準監督署長あて提出) ＜石綿則第5条＞	(封じ込め/囲い込み及び耐火/準耐火建築物以外の除去作業)	(除去/封じ込め/囲い込み作業)	—
作業員の 健康を守る ために	事前措置の実施 ＜建設リサイクル法施行規則第2条＞	(対象は特定建設資材に付着した吹付け石綿等の除去等、特定建設資材を適正に分別解体等するための措置)		
	特別教育の実施 (対象:解体等作業従事者全員) ＜石綿則第27条＞	☐	☐	☐
	石綿作業主任者の選任 ＜石綿則第19条＞	☐	☐	☐
	健康診断の実施、記録保管(40年保管) ＜石綿則第40条、第41条＞	☐	☐	☐
	呼吸用保護具 ＜石綿則第14条＞	エアラインマスク 電動ファン付きマスク 全面形防じんマスク (フィルタ区分3)	全面形・半面形マスク (フィルタ区分3)	半面形マスク (フィルタ区分3又は2)
	保護衣・作業衣 ＜石綿則第14条＞	保護衣(使い捨て)	保護衣	保護衣/作業衣
	「解体等作業に関するお知らせ」の揭示 (周辺住民から見やすい位置) ＜大防法第16条の4、基安発第0802001号通知(平成17年)＞	☐	☐	☐
	立入禁止の揭示、飲食喫煙禁止の揭示、有害性等の揭示 ＜石綿則第15条、第33条、第34条＞	☐	☐	☐
	休憩室の設置、洗顔/洗身/うがい設備の設置、更衣設備の設置、洗濯設備の設置 ＜石綿則第28条、第31条＞	☐	☐	☐
	作業方法 ＜石綿則第6条、大防法第16条の4＞	隔離養生、前室の設置、HEPAフィルタ付き負圧除じん機、 漏洩の点検・(記録・保存(大防則))/真空掃除機の設置 (切断等を行わない場合) 除去を行う部分の周辺を事前養生 ＜大防則第16条の4＞	(切断等を行わない場合) 除去を行う部分の周辺を事前養生 ＜大防則第16条の4＞	手作業
石綿粉じんを 飛散させない ために	石綿含有建材の湿潤化 ＜石綿則第13条、大防則第16条の4＞	(薬液等)＜大防則第16条の4＞	(薬液等)＜大防則第16条の4＞	☐
	作業場の清掃(毎日) ＜石綿則第30条＞	(特に隔離養生撤去前)	(特に隔離養生撤去前)	☐
	分別解体の実施 ＜建設リサイクル法第9条＞	(特定建設資材廃棄物(※)をその種類ごとに分別するため、事前措置を含め解体工事等を計画的に施工)		
	廃棄物の種類 ＜廃棄物処理法第2条、施行規則第1条の2、施行規則第7条の2の3＞	「廃石綿等」 (特別管理産業廃棄物)	「石綿含有産業廃棄物」 (がれき類、ガラス・コンクリート及び陶磁器くず、廃プラスチック類、等) 他の廃棄物と区別、 破碎禁止 ＜廃棄物処理法施行令第6条＞	
	廃棄物の処理方法 ＜廃棄物処理法第12条、第12条の2、第12条の3＞	表示、こん包等飛散防止、他の廃棄物と区別 ＜廃棄物処理法施行規則第8条の13、施行令第6条の5＞	溶融処理、無害化処理 埋立処分(管理型又は遮断型最終処分場) (固化型、その他飛散防止の措置を講じ、2重こん包)	溶融処理、無害化処理 埋立処分 (一定の場所、覆土) △ 埋立記録、保存(処分業者) ＜廃棄物処理法基準省令＞
	委託契約書の締結 マニフェストの交付 飛散・流出の防止	☐		
	特別管理産業廃棄物管理責任者の設置 事前通知、帳簿の備付 ＜廃棄物処理法第12条の2＞	☐	☐	☐
	記録等 作業環境測定、記録の保管(40年保管) (常時取り扱う屋内作業場、6ヶ月ごとに1回) ＜石綿則第36条＞	☐	☐	☐
	作業の記録、保管(40年保管) ＜石綿則第35条＞	☐	☐	☐
	資源の有効な 利用確	☐		

注1 黒字は法令上の義務付け事項、青字は通知、マニュアル等での指導事項
 注2 安衛法:労働安全衛生法、石綿則:石綿粉じん防止法(施行規則)、大防法(則):大気汚染防止法(施行規則)、廃棄物処理法(施行令、施行規則、基準省令):廃棄物の処理及び清掃に関する法律(施行令・施行規則、埋立処分基準省令)、建設リサイクル法(施行規則):建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(施行規則)
 注3 建設リサイクル法の対象は、特定建設資材(※)を用いた建築物等に係る解体工事等であって、一定規模以上(①建築物解体:床面積合計80㎡以上 ②建築物新築:同500㎡以上 ③建築物修繕・模様替:請負代金1億円以上 ④その他の工作物:同500万円以上の場合)の工事
 注4 呼吸用保護具のうちレベル1については、隔離を行った作業場所等石綿等が吹き付けられた建築物の解体等の作業を行う場合で石綿を除去する作業のみ、電動ファン付き呼吸用保護具又はエアラインマスクの着用について法令上の義務付けがある。それ以外の作業における呼吸用保護具の種類については、全面形防じんマスクを含めて通知、マニュアル等での指導事項
 注5 地方公共団体の条例等により、上記以外にも規制等が適用される場合がある
 ※「特定建設資材」とは、①コンクリート、②コンクリート及び鉄から成る建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートであり、これらが廃棄物となったものを「特定建設資材廃棄物」という

表2 石綿による環境汚染・健康障害をなくそう 出典:参考文献2

3. 調査・届出と管理組合等の責任

建物解体（延床面積80㎡以上）や建物改修（消費税込み100万円以上の工事）時は、工事の元請け業者は、アスベスト事前調査結果を電子申請にて届出を行わなければならない。（詳細はパンフレット参照）

石綿の有無の
事前調査結果の報告が
施工業者（元請事業者）の
義務になります！
2022年4月1日着工の工事から適用

事前調査とは？

- 施工業者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿（アスベスト）の使用の有無の調査（事前調査）を行う義務があります。
- 建築物の事前調査は、建築物石綿含有建材調査者または日本アスベスト調査診断協会に登録者が行う必要があります。
※2023年10月から着工する工事に適用。ただし、それ以前でも資格者による調査を行うことが望ましいです。

詳しくは都道府県労働局、労働基準監督署へ。厚生労働省のサイト（裏面参照）でも情報を掲載しています。

事前調査結果の報告とは？

- 事前調査は原則全ての工事が対象です。一定規模以上の工事は、あらかじめ、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と自治体（自治体への報告は大気汚染防止法に基づくもの）に対して、事前調査結果の報告を行う必要があります。（対象工事は裏面参照）
- 石綿事前調査結果報告システムを使用すれば1回の操作で労働基準監督署と自治体の両方に報告することができます。

石綿事前調査結果報告システム
https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp

※システムは2022年3月に公開されたもので、公開後では、事前調査結果の報告制度のページに自動更新されます。
※システムの利用にはGビズID（GビジネスID）またはGビズエントリ（GビズID）が必要です。GビズIDの発行手続きは、<https://gbiz-id.go.jp/top/>

石綿事前調査結果報告システム

労働基準監督署
自治体

パソコン・スマホから
24時間報告できます

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

33

ただし、アスベスト事前調査は、改修及び解体時には面積や金額の制限はないため、小規模でも必ず有資格者が行う必要がある。

そのためには、過去の改修工事の記録（契約書・仕上表・平面図・立面図・写真・カタログ等）の保管が必須であり、建物が存在する限りは、記録を蓄積・保管しておくことが重要である。病院のカルテ等と同じであり、建物カルテを作成しておくことが建物（調査・工事含む）を適切に管理する方法と考えられる。

また、レベル1及びレベル2のアスベスト工事の該当時には、区役所（市役所）の大気汚染防止法届出窓口や所管の労働基準監督署に、工事開始14日以上前に所定の工事計画書を提出し承認を受ける。なお、アスベスト除去工事完了後は、報告書を提出する。（産業廃棄物の予定数量を提出する自治体もある）

大気汚染防止法のアスベスト工事の届出者は発注者であり、労働安全衛生法の届出者は元請け業者となるため、元請け業者は発注者にアスベスト工事内容の説明を行う義務がある。（大気汚染防止法 第18条）

アスベスト事前調査は、令和5年（2023年）10月からは建築物石綿含有建材調査者（特定・一般）、日本アスベスト調査診断協会に登録した者などの有資格者が行う事となった。なお、令和8年（2026年）1月1からは、工作物石綿含有建材調査者が義務付けられる。（詳細はパンフレット参照）

ログイン

登録済みの方
GビズIDでログイン

初めての方はこちら
GビズIDを作成

最新のお知らせ
2025/09/09 【通知】 システムメンテナンスについて（9月21日（日））【完了】
2025/09/09 【重要】 石綿事前調査結果報告システムの一部申請様式更新について
2025/03/18 【重要】 2025/3/17機能変更による不具合について

石綿事前調査結果報告システムについて

石綿事前調査結果報告システムとは、労働安全衛生法に基づく石綿調査手続規則、及び大気汚染防止法に基づく石綿含有物の事前調査結果報告手続（申請）をオンラインで行えるシステムです。

■報告が必要となる工事
・建築物の解体工事（解体作業対象の床面積の合計80㎡以上）
・建築物の改修工事（請負金額100万円以上（税込））
・工作物の解体・改修工事（請負金額100万円以上（税込））
・鋼製の船体の解体・改修工事（総トン数20トン以上）

初めて利用する方へ

石綿事前調査結果報告システムを利用するためには、認証システム（GビズID）により事前にアカウントを作成する必要があります。
GビズIDをお持ちでない方は「GビズID」を作成から、アカウントの作成をしてください。
（GビズIDでアカウントを取得することにより、後続の行政サービスにアクセスすることが可能になります）

出典：参考文献4

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

令和5年10月1日
着工の工事から!!

**事前調査は、
「建築物石綿含有建材調査者」
が行う必要があります！**

※1・特定建築物石綿含有建材調査者
・一般建築物石綿含有建材調査者
・一戸建て等石綿含有建材調査者
（一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
・令和5年9月末までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

**事前調査は、
工事の規模にかかわらず
すべての工事が対象です**

工事対象となるすべての範囲について
石綿が含まれているが事前に調査を行う必要があります（※1.3）
※1 事前調査とは、「調査」と「報告」による2段階の手続きです。ただし、事前調査の手続きについては、例えば、解体や改修等の作業の工事に伴って（2024年10月1日以降）であること、事前調査の結果を報告する必要があることなどがあります。この場合は事前調査の手続きが必要となります。

事前調査結果の報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマホから24時間報告できます（※4）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります（※5）
※4 システムの使用の開始日は報告は順次により報告もできます
※5 調査（報告）の対象となる工事（調査・報告）を参照

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトを
ご確認ください
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

アスベスト分析技術者は、公益社団法人日本作業環境測定協会、一般社団法人日本環境測定分析協会、一般社団法人日本繊維状物質研究協会などが定めるいずれかの有資格者が分析を行う。(詳細はパンフレット参照)

令和8年(2026年)1月1日以降着工の工事から、
一部の工作物の石綿事前調査には
資格取得が必要になります!

対象工事を行う方は、
**工作物石綿事前調査者講習を受講して、
資格の取得をお願いします。**

こんな工事でも
有資格者による調査の
対象になります!

- プラント等の配管のメンテナンス工事
- 電気設備(変電設備・配電設備・変電設備・送電設備)の
改修工事
- ボイラー・圧力容器の部品交換工事 など

国は建築物石綿含有建材調査者の資格を
取得している方でも、
新たに工作物石綿事前調査者の資格取得
が必要になる場合があります。
詳細は裏面をご覧ください。

例えば、以下のような工作物が対象となります。

有資格者による調査をせず工事を行うことは、**違法行為**です!
また、石綿が飛散し発がん性、作業性肺疾患、初期住民の気管支障害が発生する
おそれがあります。

アスベスト除去工事は、石綿作業主任者が工事計画を行い、アスベスト除去の全体工事管理及びアスベスト特別教育講習を受講した工事従事者を管理しなければならない。

一般的にアスベスト除去工事は、一般建築工事に比べて費用が高くなるため、実績がある専門業者に依頼することが重要である。

大気汚染防止法などでは、令和3年(2021年)4月より直接罰が制定されたことにより、レベル毎のアスベスト工事方法の遵守等が一段と厳しくなった。(詳細はパンフレット参照)

工事開始前の石綿の有無の調査 令和5年10月1日施行

■事前調査や分析調査は、要件を満たす者が実施する必要

◆建築物の事前調査を実施することができる者

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者
※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

◆船舶の事前調査を実施することができる者

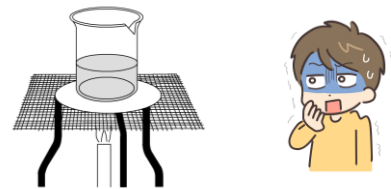
- ・小型船舶業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了検査に合格した者(別途告示で定める予定)

◆分析調査を実施することができる者

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、修了検査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」
- ・一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

出典：参考文献6

学校の理科の実験で使われていた「石綿金網(アスベスト付き金網)」は、有害物質であるアスベストを含んでおり、現在は使用・販売が禁止されています。
1988年頃から、アスベストを含まないセラミック付き金網などが代替品として販売されるようになりました。



BVE
Building Value Engineering

工事中でも暮らしそのまま。
ゴンドラ足場システムならメリットいろいろ!

- 建物を覆わず日照や風通しも普段通り
- 上からつり下げる足場で防犯面も安心!
- 部材が少なく設置・解体がスピーディー

洗濯物も干せて助かるわ

人の気配を
気にせず快適ね

早く工事が
できるっていいね

日本ビソー株式会社 www.bisoh.co.jp
レンタル横浜支店 〒210-0826 神奈川県川崎市川崎区塩浜2-16-1 TEL:(044) 270-1950

ビソーゴンドラ

罰則の対象が拡大されました。

NEW

◆下請負人も罰則等の対象となります。

特定工事の元請業者及び自主施工者に加え、下請負人も作業基準の遵守義務等の対象となりました。

このため、特定工事の元請業者や請け負った特定工事の全部または一部を他者に請け負わせるときは、その者に対して特定粉じん排出等作業の方法等を事前に説明する必要があります。

[下請負人に適用される違反等と罰則]

- ✓ 除去等の方法の義務違反 3月以下の懲役又は30万円以下の罰金 (新法第18条の19、第34条第3号)
- ✓ 作業基準適合命令違反 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 (新法第18条の21、第33条の2第1項第2号)
(過失の場合は3月以下の懲役又は30万円以下の罰金(新法第33条の2第2項))

このほか、罰則はないものの、作業基準の遵守義務(新法第18条の20)があります。

[その他下請負人に拡大される規制等]

- ✓ 自治体が行う報告徴収及び立入検査の対象となります(対象は特定工事の施工分担範囲)。

[元請業者等が事前に下請負人に説明しなければならない事項] (新法第18条の16第3項、新規則第16条の11)

- ✓ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ✓ 特定粉じん排出等作業の種類
- ✓ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ✓ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

出典：参考文献5 一部抜粋

参考文献

1. 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル (環境省・厚生労働省)
https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_71.html
2. 石綿による環境汚染・健康障害をなくそう (厚生労働省・国土交通省・環境省)
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha06/01/010331_7/02.pdf
3. 目で見えるアスベスト建材(第2版) (国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf
4. 石綿総合情報ポータルサイト (厚生労働省)
<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>
5. 環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/>
6. 厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp/index.html>
7. 国土交通省ホームページ
<https://www.mlit.go.jp/>



4. 近年の事故例と社会的責任

近年のアスベスト事故に関する報道では、アスベスト事前調査を行わずに解体工事を実施し、事前調査は行ったが、一部の事前調査不備などによりアスベスト含有している建材を対策なしで解体工事を行った事例がみられる。

このような不適切なアスベスト除去工事は、作業員のアスベスト粉じん暴露による健康被害、周辺住民の健康被害等を引き起こす可能性が非常に高く、社会的な責任は重大である。

5. まとめ

アスベストは「過去の問題」ではなく、今なおマンションに潜むリスクである。修繕やリフォームでは、管理組合が調査・届出・施工・記録を把握することに加え、必要に応じて実績のある専門家に相談しながら進めることが、住まいを長く快適にかつ安全に保つための心得といえるでしょう。

匠の誇り、日々の挑戦
その機能、
突き詰めるのは、
美しさ。
追い求めるのは、
百余年。
直し続けて
建物



株式会社 ヨコソー

<https://www.yokosoh.co.jp/>

✉ info@yokosoh.co.jp

☎ 0120-34-5191

- 本社
神奈川県横浜須賀町森崎1-17-18
- 横浜支店
神奈川県横浜市都筑区早渕1-40-1
- 東京支店
東京都大田区東六郷1-3-10
- 北関東支店
埼玉県戸田市笹目7-2-15
- 東関東営業所
千葉県市川市湊10-16

直すことは、
守ること。
しつかり、まじめに、誠実に。

